

第Ⅰ編

福祉21ビーナスプランの総論

第1章 福祉21ビーナスプランの概要

第2章 福祉21ビーナスプランの構造

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第1章 福祉21ビーナスプランの概要

私たちのまち茅野市は、これから地域福祉を推進していくために『福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）』を策定しました。

ここ茅野市は、縄文の古から、豊かな自然と深い文化に培われてきました。国宝「土偶（縄文のビーナス）」と、ニッコウキスゲの咲き誇るビーナスラインは、その象徴でもあります。こうした私たちの故郷をさらに住みやすい地域にしていくために、この計画が過去と未来をつなぐ橋渡しになっていくようとの願いを込めて、『福祉21ビーナスプラン』と命名されました。

1 プランの目的

福祉21ビーナスプランは、社会福祉を始め、保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具現化するために、計画的に推進していくことを目的としています。

2 プランの性格

福祉21ビーナスプランは、茅野市が地域福祉を推進していくための「基本計画」になります。また、地域福祉の推進に取り組む市民を始め、各法人や団体等については共通した「指針」及び「行動計画」として位置づけられています。

なお、市の取り組むべき事業については、今後具体的な事業目標等を設定し、その実行性を確保していきます。

また、平成12年に制定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念のひとつとして掲げられ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が明文化されました。福祉21ビーナスプランは、茅野市が策定した地域福祉計画です。

3 プランの基本理念

福祉21ビーナスプランは、次の4つの「基本理念」によって構成されています。この4つの理念は、地域福祉懇談会や各種調査から明らかになってきた、市内の地域福祉課題を検討するなかで、これから「ねがい」としてまとめられたものです。

基本理念1 一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命（いのち）が尊ばれ、社会の中で一人ひとりが主役となり、同じ茅野市民として、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら「共に生きる（ノーマライゼーション*）」ことができるまちをめざします。

基本理念2 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域のなかで精神的にも社会的にも自立し、その人らしく暮らせるように、個人の生活を総合的にとらえ、保健・医療・福祉の専門職員と地域社会とが一体となって支援するシステムを確立します。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

基本理念3 ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。

住民が地域福祉に関心を持つことによって、積極的に地域福祉活動へ参加できるようになり、ボランタリー（自発的）な支えあいの意識の基に、住民が主体で進めていく支えあいの活動（インフォーマルサービス）を盛り上げていきます。

基本理念4 すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

すべての人が心豊かで快適に生活することができるまちにするために、さまざまな日常生活の不便を取り除き、居住環境・都市環境を整備し、子ども・家庭や障害者、高齢者が暮らしやすい障壁のない（バリアフリー*の）まちづくりを進めます。

4 プランの構成

「第2次福祉21ビーナスプラン」は、基本理念を具体的に実行していくため、以下のとおり構成しました。

第Ⅰ編 福祉21ビーナスプランの総論

これから地域福祉のあり方を踏まえ、茅野市における福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）の概要と第2次プランの構造について示しています。

第Ⅱ編 これまでの検証・評価と次の10年への課題

茅野市での地域福祉の推進に関する10か年の概要を総括し、様々なアンケート結果や数値等を踏まえて、第1次計画の検証結果を基に、第2次計画に向けての課題について整理しました。

第Ⅲ編 プランの基本構想

第2次福祉21ビーナスプランの基本的な構想について示しています。保健福祉サービスセンターを拠点とした、茅野市のケアマネジメントの考え方と支援のあり方、各保健福祉サービス地域（エリア）の拠点となる保健福祉サービスセンターについて基本的な構想を示し、さらに検討されてきた関連分野の方向性について整理しました。

第Ⅳ編 パートナーシップのまちづくりと地域福祉行動計画

パートナーシップのまちづくりと、まちづくりを進めるための地域福祉行動計画の推進及び進行管理に関する支援、福祉21茅野など市民団体の活動への支援について示しています。

第Ⅴ編 重要施策の展開

第Ⅱ編での後期5か年および第1次プランの10年間の検証・課題と、第Ⅲ編で市民のみなさんから議論いただいた今後の方策に基づいて、第2次プランにおいて地域福祉を推進していくための重点施策について整理しました。この編では8年後を見据えた課題提起も行っています。

資料編

1. 福祉21茅野円卓会議及び各専門部会からの提案・検討事項の報告

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

これらの中には、現在の茅野市の現状と課題について検討した結果だけでなく、今後の解決に向けての方向性が提言されています。

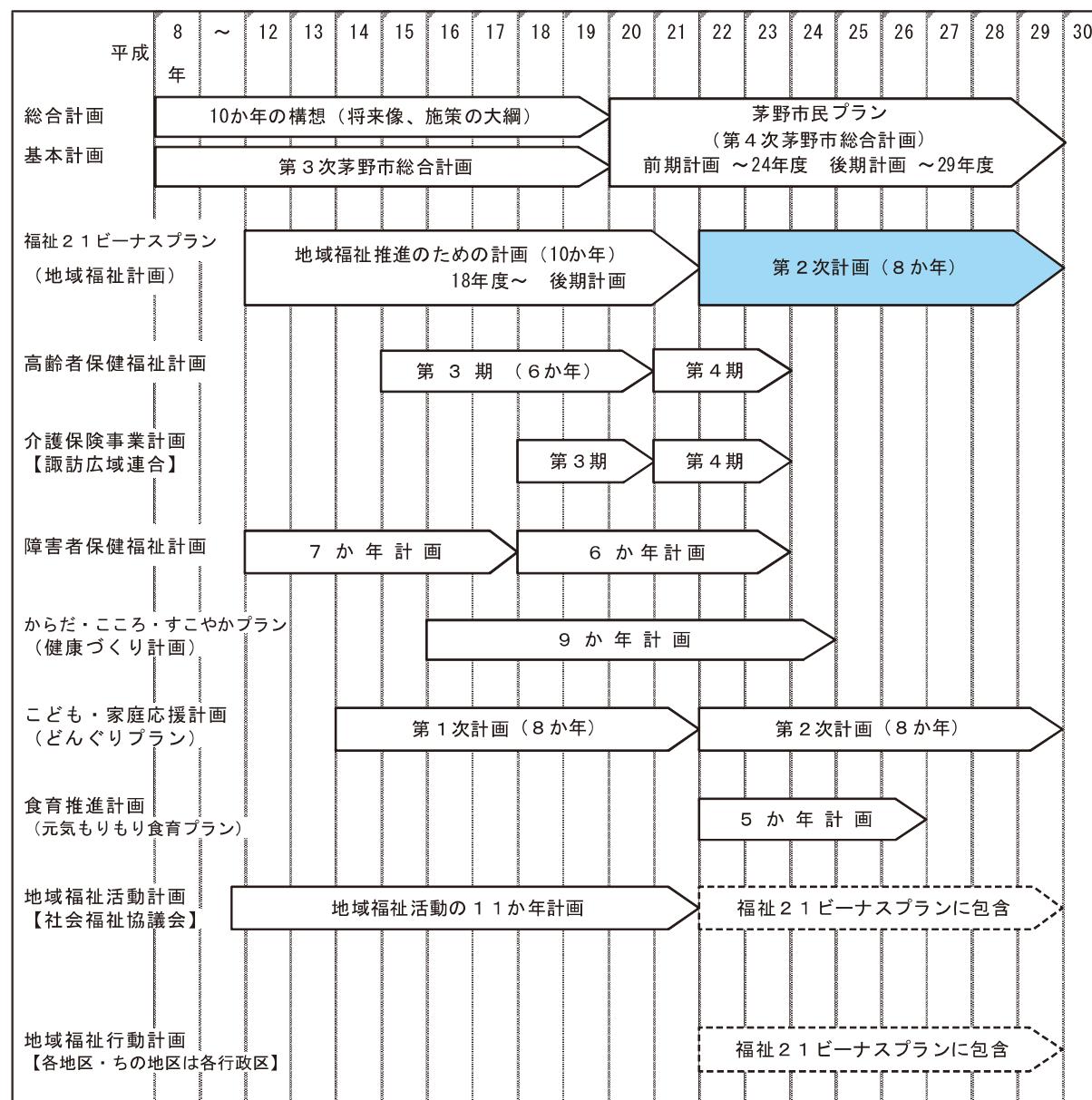
2. 各地区（ちの地区は行政区）の「地域福祉行動計画」の概要

自分たちの地域の実情を踏まえ、地域課題について検討し、自分たちにできることを考えた、地区的ための計画です。各地区で地域福祉に取り組む様々な団体や個人の行動指針でもあります。

5 プランの位置づけと具現化

第2次プランは、平成22年度から平成29年度までの8か年計画として策定します。

【茅野市の保健福祉に関する計画期間】



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○プランの位置づけ

第2次プランは、「茅野市民プラン（第4次茅野市総合計画 平成20年度～平成29年度）」の保健・医療・福祉分野を担うものであり、別に策定している「茅野市高齢者保健福祉計画」「茅野市障害者福祉計画」「茅野市健康づくり計画」などの各分野別計画の上位計画として位置づけられます。また「茅野市こども・家庭応援計画」「茅野市食育推進計画」の中の保健福祉分野に関連する施策との整合を図っています。

同時に、第2次計画は茅野市社会福祉協議会（本編第2章－3に記述）が策定する「茅野市地域福祉活動計画」を融合し一体的に策定しました。このことにより、地域福祉を推進するための行政と社会福祉協議会の役割や協働・連携のあり方を明確にした総合的、発展的な地域福祉計画になります。また、住民参加の視点を重視したより実効性のある計画として、すべての住民が「福祉でまちづくり」を進めための行動指針にもなります。

■茅野市の諸計画及び第2次福祉21ビーナスプランの位置づけと体系化

茅野市総合計画（すべての分野でのまちづくり計画）

第2次福祉21ビーナスプラン

（保健・医療・社会福祉・生涯学習に関する包括計画）

※第2次計画は、

地域福祉活動計画【社会福祉協議会】と地域福祉行動計画【地区・区】を一体化

◎第2次福祉21ビーナスプランと関連の深い 各分野別計画

（特に整合をとり推進していく計画）

○高齢者保健福祉計画 ○障害者保健福祉計画

○からだ・こころ・すこやかプラン（健康づくり計画）

○こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）

○食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

○介護保険事業計画（諏訪広域連合） ○男女共同参画計画 ・・など

環境基本計画

（自然との共生、環境にやさしいまちづくり）

土地利用計画

（乱開発の防止など市域の適正な土地利用に関する指針）

都市計画区域マスターplan

（都市づくりのための将来ビジョン、目的別ゾーンの形成）

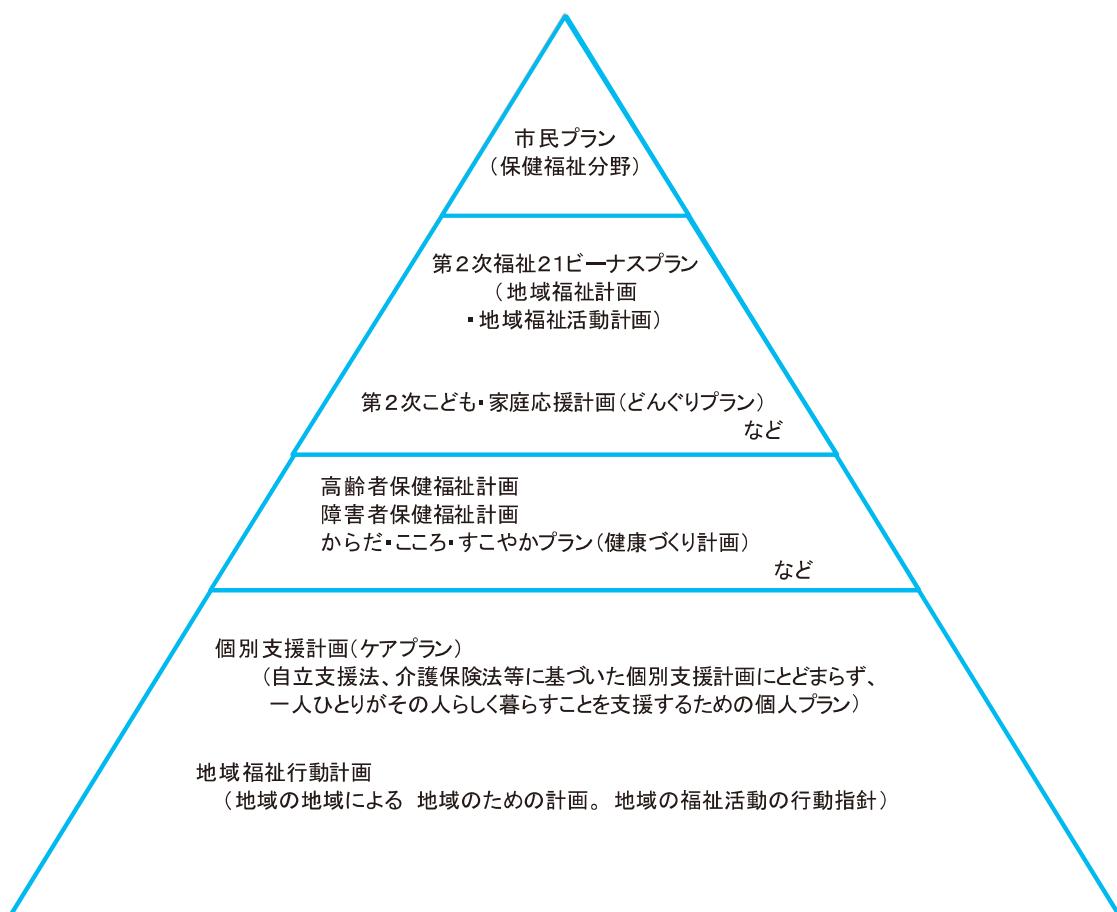
*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○プランの具現化に向けて

第2次プランは、「茅野市の21世紀の福祉を創る会（略称：福祉21茅野）」による検討をもとに、今後、茅野市が「福祉でまちづくり」を推進するための基本的な方向性と、各分野に共通する課題に対する方策を示しています。

また、社会福祉だけでなく保健、医療、生涯学習に関する各種の計画を包括した「地域福祉推進のための総合計画」です。そのため、関連する計画を見直し、新たな計画を策定する際は、常に全体の整合性に配慮し、福祉21ビーナスプランの理念が具現化されるように努めていくことが大切です。

【諸計画の体系のイメージ図】



*第2次福祉21ビーナスプランの基盤は、個別支援計画や地域福祉行動計画などの集積であり、一人ひとりの「思い」や「願い」の集積であるという構造です。

福祉21ビーナスプランの理念を具現化するために、行政は最大限の努力をしていきます。そのために「市民プラン」との整合を保ちながら、各年度の予算編成や各分野別の事業計画等を通して、着実な具体化に努めます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第2章 福祉21ビーナスプランの構造

本章では「第2次福祉21ビーナスプラン」の基本的な枠組みと、それに基づいた目標、またその目標に取り組むための具体的な考え方や、求められる取り組みについて述べています。

1 身近な地域で保健福祉サービスを提供するために

- ・生活圏の階層化（暮らしの範囲を段階的なレベルに分けること）
- ・保健福祉サービスの重層化（暮らしの範囲に合わせて保健福祉サービスを体系化すること）

この2つの考え方は、「保健福祉サービスは、できるだけ身近なところで利用したい」という市民の要望に応えるために生まれた発想であり、4つの基本理念を具現化するための基本となる考え方です。

また、それを具現化したものが「保健福祉サービス地域（3層）」という階層と、そこに設置した「保健福祉サービスセンター」です。

2 地域のなかでその人らしい生活をするために

この2つの考え方を基盤に目指すものは、単にサービスを提供するだけでなく、保健福祉サービスセンターを拠点として「保健福祉サービスと市民活動を結びつけながら福祉でまちづくりを進めていく」ことです。第1次プランでは、市内4か所に保健福祉サービスセンターを設置し、住民に身近な場所で保健福祉サービスを提供することに加えて、分野別の、専門的で高度な機能を持った施設（機関）を開発し、より市民ニーズに応えられる体制の構築に取り組んできました。この体制を第2次プランではさらに発展させていく必要があります。

3 福祉でまちづくりを進めるために

第1次プランで進めてきた公的な福祉サービスだけでは、限りない個別のニーズに全て対応することは困難です。また、住民レベルでの満足度が向上しなければ、真に福祉が充実したとは言えません。「住んでよかった茅野市」に近づくためには、地域や住民自身も、持っている力を發揮し、自らが新しいサービスを創り出していく活動が重要になります。

そこで、第2次プランでは、さらに身近なところでの地域福祉を定着させるために、次の2つのことを目指しました。また、第2次プランの具現化のために、より身近な生活圏を具体的にイメージし、身近な範囲での支えあいを大切に考えるとともに、地域の中で行われているさまざまな取り組みや活動が活性化するような取り組みを実施していきます。

①保健福祉サービスセンターが、さらにその機能を發揮し、多様化する市民ニーズに応えられるよう、職員の技術の向上と、時代に合ったサービスを提供することに加え、これから社会の変化に対応するための基盤整備に努める。

②個々の日常生活に密着した組織や機能に着目し、人のつながりや地域活動の大切さを見直す取り組みを進めるとともに、茅野市社会福祉協議会や地域と連携して日常の支えあいや地域活動がさらに活発になるよう支援していく。

※次ページ以降で、これらのことについてさらに詳しく説明しています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

1 身近な地域で保健福祉サービスを提供するために

(1) 福祉21ビーナスプランの基本的な枠組み

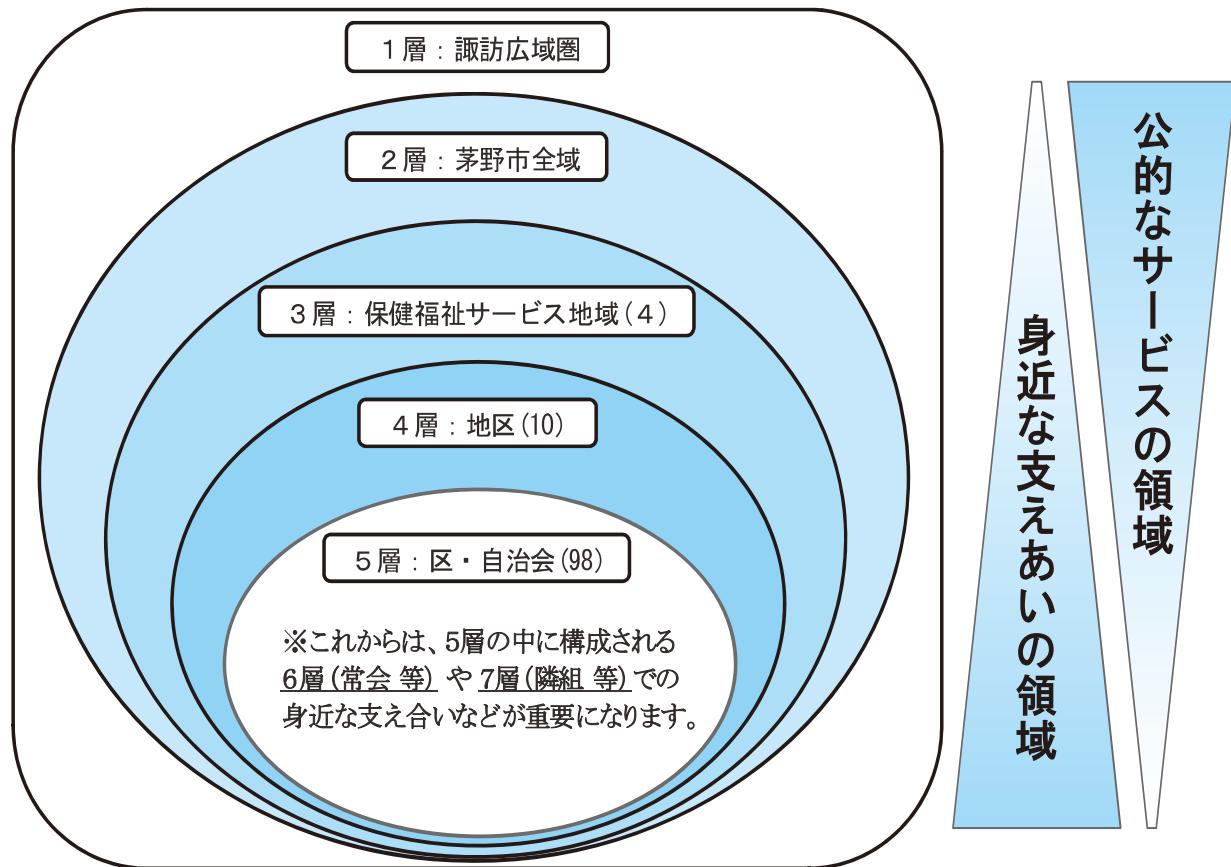
・生活圏の階層化

第1次プランでは、よりきめの細かい保健福祉サービスを提供していくために、まず住民の生活圏を、「諏訪広域」（1層）、「茅野市全域」（2層）、「保健福祉サービス地域（エリア）」（3層）、「地区」（4層）、さらに身近な「行政区・自治会・公民館分館」（5層）の5つの生活レベルに区分けしました。

・保健福祉サービスの重層化

これにより、市役所を中心に市内全域を対象として一元的に提供されてきた保健福祉サービスは、5つの生活レベルに合わせて、身近なところでは日常的な支え合いができるように、また、より専門的なサービスになるほど広い範囲で応えていくようにするというシステムが構築されました。

【生活圏の5つの階層と新たな階層のイメージ】



公的サービス + 身近な支えあい = 日常生活の質の向上

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

(2) さらに身近なところで支えあうために（新たな生活圏の階層化）

第2次プランでは、5層（行政区・自治会）の中のさらに身近なところで地域福祉を定着させるために、新しい階層をイメージし、個々の日常生活に密着した組織にも視点を置いて、支えあいの仕組みをつくることが大切だと考えました。（前ページ生活圏の5つの階層と新たな階層のイメージ図参照）

生活圏の階層のうち、5層の中にある層を6層、7層とイメージしました。6層・7層は、出払いやお祭り等の地域活動を行う際に機能する最小の単位です。いずれも生活に密着した組織であり個人と地域がつながる始点になります。

茅野市では、6層は「常会、町会、組」等、7層は「隣組、互助組」等と呼ばれ、地域によってそれぞれの規模も違います。

5層・6層・7層などの組織は、現在も、回覧板、寄付等の集金、出払い、お祭り等の地区行事など生活に密着した地域活動を行う時に機能しています。ただし、近年増加している、単身者、核家族のアパート、新興住宅への転入者等にとって「存在意義がわからない」「人間関係が煩わしい」「加入費用の負担が大きい」等の理由から、区・自治会への新規加入が増えないということが大きな課題の一つであります。

本プランでは、これらの日常生活に密着した組織や、そこにかかわる住民のつながりを大切に見直していくことで、日常の支えあいをさらに広げ、地域全体の福祉を発展させていきたいと考えました。

■ワンポイント「町会」・「隣組」など

これらの組織は、第二次世界大戦中に国民統制のために組織された「町内会」や「隣組」などにあたるものであり、戦時下にあっては互助はもちろんのこと自警・配給・供出等の役割も担っていました。この制度は昭和22年に廃止されましたが、茅野市では、その後も「常会、町会、組」や「隣組、互助組」などと呼ばれ、役割や機能等を少しずつ変えながら現在に引き継がれています。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

【各生活圏の階層と保健福祉サービス】

【図表1】さまざまな保健福祉サービスや、機能・組織・施設などを階層化の考え方により整理したものです。ただし、それぞれのサービスの提供に境界は引けないため、各種のサービスがそれぞれの生活圏に合わせて重層的に提供されるというイメージを示しています。

階層	地 域	主な組織や期待される役割・主な保健福祉サービスの例
1層	諏訪広域	<ul style="list-style-type: none"> ◎保健所、児童相談所、地域障害者自立生活支援センター、介護保険の運営など県・広域連合が実施する機関 ◎高齢者・障害者等の介護に関するサービス 訪問介護・通所介護・入所介護など ◎医療：諏訪赤十字病院、富士見高原病院など
2層	茅野市全域	<ul style="list-style-type: none"> ◎茅野市役所（地域包括支援センター） <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理センター（健診・予防接種など）・保育園 ・こども・家庭応援センター・0123広場 ・CHUKO らんどチノチノ・老人福祉センター塩壺の湯 など ◎茅野市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動センターほか ◎シルバー人材センターなど ◎茅野市に営業所のあるサービス提供事業所、施設 ◎医療：諏訪中央病院、各種医院・歯科医院
3層	保健福祉サービス地域 (4エリア)	<ul style="list-style-type: none"> ◎保健福祉サービスセンター（地域包括支援センター・サブセンター） 保健福祉の拠点（詳細は第Ⅲ編第2章） ◎温泉施設：ミニデイサービス、憩いの場機能
4層	地区（10）	<ul style="list-style-type: none"> ◎地区コミュニティセンター ◎地区コミュニティ運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区区長会、地区分主会、地区社会福祉協議会 など ◎地域福祉行動計画の推進 ◎生涯学習の場
5層	行政区・自治会 (98)	<ul style="list-style-type: none"> ◎区・自治会、福祉推進委員、民生児童委員、ボランティア組織、保健指導員 など ◎地域福祉行動計画の実践 ◎住民の自主的参加、活動の場（いきいきサロン など） ◎生涯学習の実践の場 ◎要援護者の見守りや声かけなど近隣の支えあい ◎公民館分館の活動

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

【図表2】新たな生活圏の階層としてイメージしたものです。ここでは、現在の機能、役割や仕組み等について整理しました。

階層	地 域	現在の機能、役割や仕組み
6層	常会・町会 等 様々な呼称	◎要援護者の見守りや声かけなど近隣の支えあい 区・自治会（5層）の中に構成している組織で、この単位で計画的な行事・活動をしているところも多い。
7層	隣組・互助組 等 様々な呼称	回覧板、出払いなど、地域の中で必要な活動を行う際に機能する 地域最小の組織

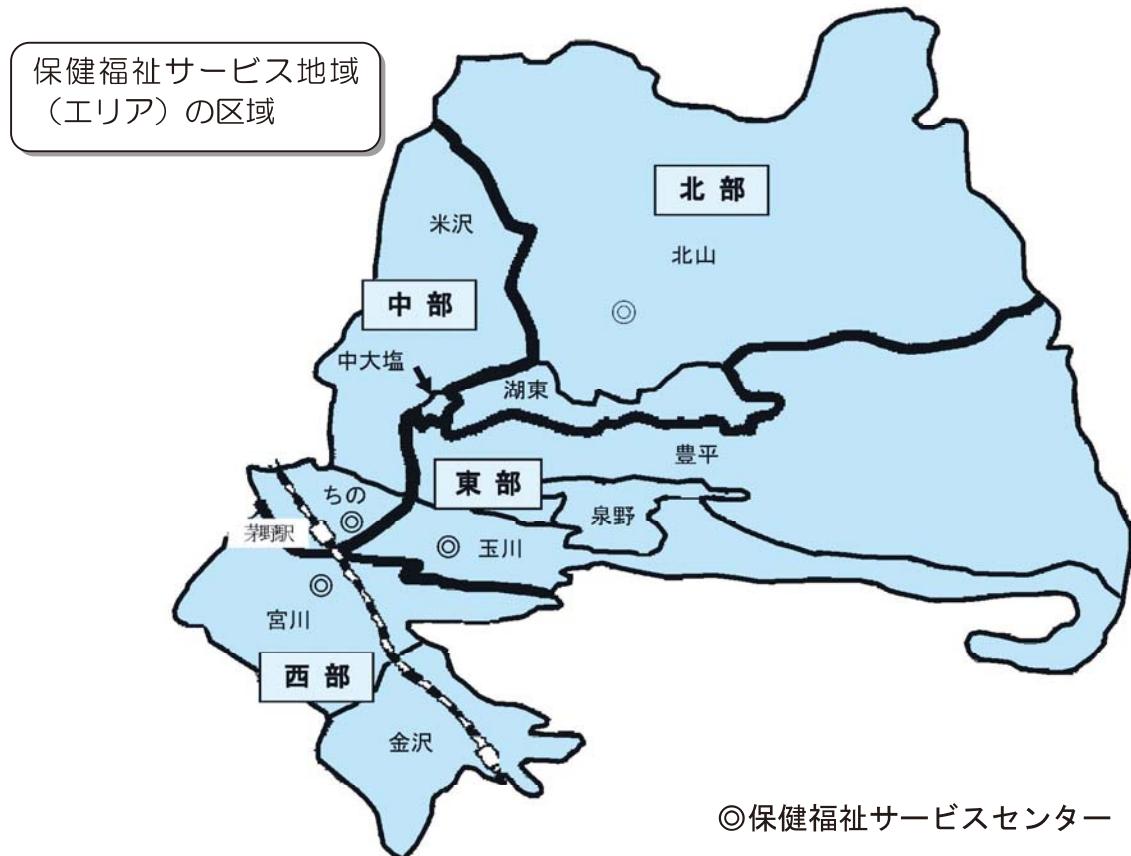
(3) 保健福祉サービス地域（エリア）

茅野市では、地域で生活するために必要な基本的なサービス（訪問介護やデイサービスなど）を、住民にとって身近で利用しやすくかつ効果的・効率的に提供できる範囲として、保健福祉サービス地域（エリア）を考えました。市内を、中学校の通学区域を基本として4つに分け、「3層：保健福祉サービス地域（エリア）」と呼んでいます。

4つの保健福祉サービス地域（エリア）は、東部（豊平・玉川・泉野）、西部（宮川・金沢）、中部（ちの・米沢・中大塩）、北部（湖東・北山）に分かれます。

また、それぞれの保健福祉サービス地域（エリア）には「保健福祉サービスセンター」を設置し、行政と茅野市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者が同じ屋根の下で仕事をしています。

※保健福祉サービスセンターについては、第III編第2章以下で詳しく説明しています。



■ワンポイント「保健福祉サービス地域（エリア）」

茅野市のように地理的に広い土地の場合、その都度高齢者や障害者が市役所まで相談や申請に行くのは大変なことです。身近なところに相談窓口があって、気軽に訪れる事ができ、申請もでき、その場でサービスも決定できたら保健福祉のサービスは利用しやすくなります。

一方で、相談を受けた職員が必要なときに迅速に訪問するためには、移動距離が短い方が効率的です。地域の中に相談窓口があると言うことは、移動時間が短いことで、職員の負担が減るばかりでなく、それぞれの地域の様子や、相談者の生活環境も自然に把握できるようになります。

こうした保健福祉の基本的なサービスを利用・提供する範囲は、「地区」の単位では狭すぎますし、「市全域」では広すぎます。そこで、福祉21ビーナスプランでは、その中間に「保健福祉サービス地域（エリア）」として「3層」という新しい単位を設定しました。この新しい単位は、人口比、社会福祉サービスの利用者の比、交通経路、病院や診療所の数、社会福祉関係の施設などさまざまな視点から検討を繰り返し、市内に4つの保健福祉サービス地域（エリア）を設定することが望ましいと考えました。

2 地域のなかでその人らしい生活を支援するために

福祉21ビーナスプランは、基本理念で述べているように、地域のなかで誰もがその人らしく暮らせるように支援していくことが目標です。

そのためには、茅野市に住む一人ひとりが、安心して生まれ育ち、安心して歳をとることができるだけでなく、豊かさを感じができる生活、言いかえれば、「茅野市で生きていてよかった」と実感できるような人生が営める「総合的な支援」が求められます。

第2次プランでは、保健・医療・福祉そして生涯学習の視点から、地域のなかでその人らしく暮らせるための理念が具現化できるようなシステム（総合相談支援システム*）を定着させていきます。

（1）生涯にわたった支援体制

地域のなかで生涯にわたりその人らしい生活を送るために、一貫した包括的・総合的・継続的な支援が必要です。第1次プランでは、保健福祉サービスセンターを設置したことにより、保健福祉サービスの継続性と統合化が図られ、身近な地域で総合的に保健福祉サービスが利用できるようなシステムが整備されました。これからはそのシステムを活かし、一人ひとりのニーズに合わせたサービスが提供できるよう、支援体制の強化を図ることが必要です。

そのためには、4つのエリアにある保健福祉サービスセンター同士の連携を強化するとともに、市役所内の健康福祉部、茅野市社会福祉協議会本部事務局及び地区コミュニティセンターなどの関係部署のネットワークを構築します。さらには、保健福祉サービスセンターの機能である総合相談窓口の充実を図り、自助・共助・公助のサービスが有機的に結びついて提供されるよう、茅野市におけるケアマネジメントシステム*のさらなる充実に取り組んでいきます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

■ その人らしい暮らしを支援する …… 福祉21ビーナスプランの基本理念2より

「その人らしい暮らし」とは、単に身辺的、経済的な自立だけではなく、社会的、精神的な側面にも配慮した一人ひとりの自己実現を図ることを意図しています。第1次プランでは「その人らしい暮らし」を「地域の中で自立した生活を送る」という言葉で表現していました。

「その人らしい…」という言葉はあいまいな表現であるため、計画書に使われる言葉として適当ではないかもしれません、「自立した生活」という言葉が「人に頼らず自分で生活する」というイメージで受け取られやすいことから、第2次プランでは、市民プランの保健福祉分野の政策名に合わせて「その人らしい暮らし」という表現に修正しました。

「その人らしい暮らし」とは、個人が大勢の人と関わる中で「自己実現」を図っていくことであり、そのための支援や仕組みをつくり上げていくことが本プランの目的です。

(2) 総合相談システム（地域包括ケアシステム）

総合相談システムとは、さまざまな相談をすべて受け止め、一人ひとりの「求めと必要」（ニーズ）に応じて、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることです。そのためには、第2次プランでは次のような点を大切に考えてていきます。

- ・行政及び事業者等が提供する公的サービスの充実
- ・さまざまな福祉サービスが自由に選択でき、ニーズに合わせた多様な組み合わせができるシステムづくり（在宅サービスと施設サービスの一元的な提供）
- ・ニーズに応じた、新しい保健・医療・福祉サービスの研究・開発

一人ひとりの「ねがい」に適うように自助・共助・公助をコーディネート*していくことを「地域包括ケアシステム*」といいますが、このシステムを動かすためには行政やサービス事業者が制度として提供する保健福祉サービス（公助）だけでなく、隣近所の住民やボランティアの支援や協力（自助、共助）が必要かつ重要になります。

最も重要なことは、地域の保健福祉の拠点である保健福祉サービスセンターが地域とつながることです。保健福祉サービスセンターの職員は、それぞれの専門性を發揮しながら地域へ出向き、住民同士の支えあいやボランティア活動など住民活動への支援を積極的に行うことが必要です。

年齢や、障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域活動へ参加でき、地域の中で孤立することのない地域づくりを進めることができ、総合相談支援（地域包括ケアシステム*）の基盤になると考えます。

(3) ケアマネジメントシステムの6つの原則

総合相談システム（地域包括ケアシステム*）を動かすための基本は、ケアマネジメント*による支援です。茅野市では福祉21ビーナスプランとともに、『茅野市のケアマネジメント*』についての研究や議論を重ねながら次の6点を大切にしながら実践してきました。

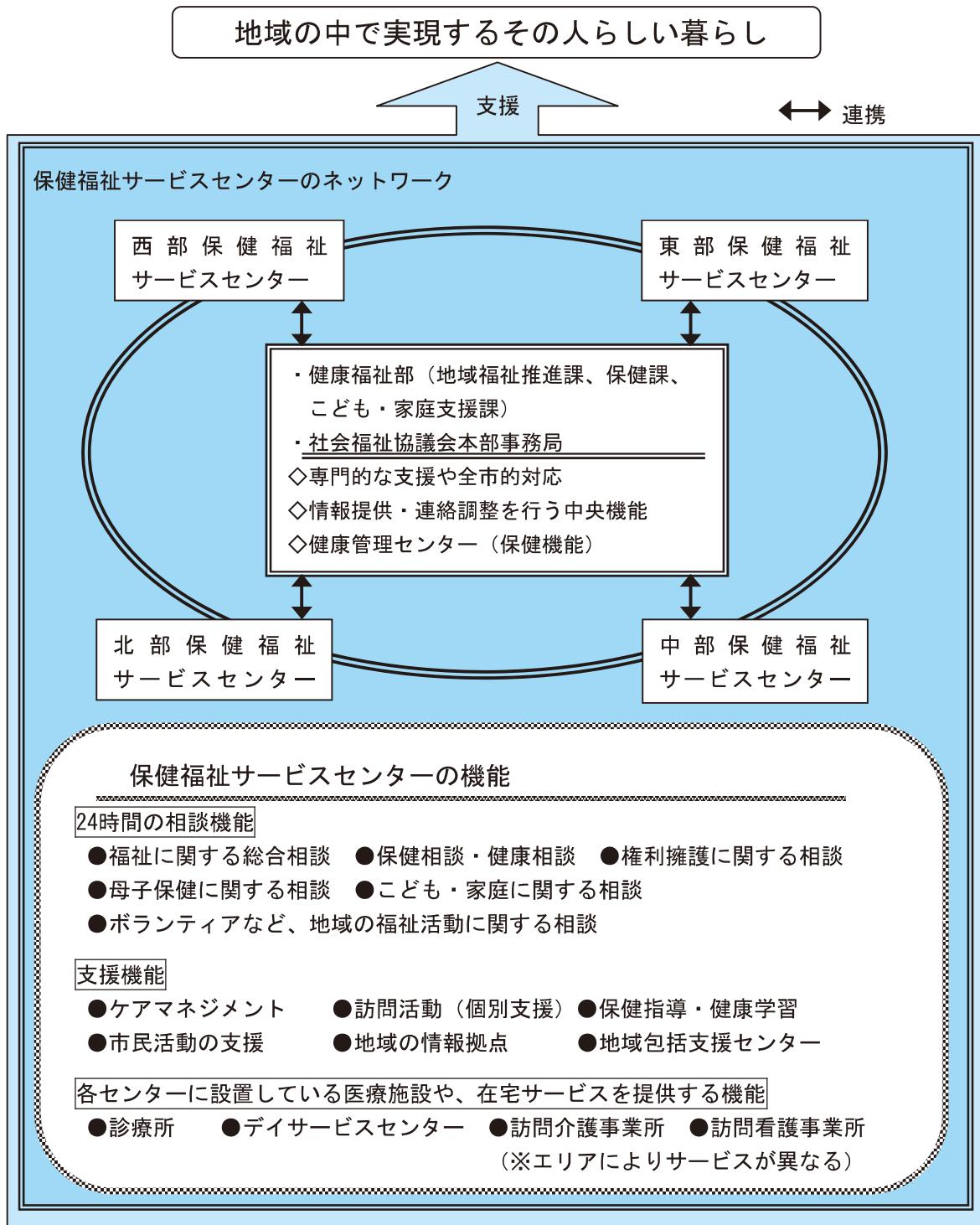
- ①気軽にいつでも相談できる窓口が身近にある
- ②迅速に対応できるシステムである
- ③十分な内容と量のサービスを有している
- ④利用者の選択権と決定権が保障されている
- ⑤不服の申し立てがしやすい
- ⑥ケアマネジメント*に関する研修が体系化されている

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

これら6つの原則は、茅野市でケアマネジメント*に携わる支援者の共通理解として常に認識していく必要があります。

茅野市のケアマネジメント*に関しては、第III編第1章以下でくわしく説明しています。

【茅野市の保健福祉サービス体制のシステム図】



*「こども・家庭支援課」は、平成23年4月から「こども課」に名称変更しました。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

(4) 保健福祉サービスとバリアフリー*

保健福祉サービスの推進と同時に、広く市内のバリアフリー*を進めていくことが求められています。

「都市計画マスタープラン」では、単に市街地や道路網の整備だけでなく、自然環境の保全・回復やごみの再利用による循環型社会づくりと併せて、福祉でまちづくりへの取り組み方針が示されており、『福祉21ビーナスプランの推進に向け、まちづくりからの支援を進めます』と明記されています。

これに基づいてバリアフリー*のまちづくりを推進します。公共建物のバリアフリー*を始め、地域を面としてとらえ、交通（移動）手段や情報手段も含めて改善していきます。

(5) 福祉教育と生涯学習

その人らしく暮らすためには、本人の自己選択・自己決定が出来るシステムと、十分なサービスの量が確保されていることが必要ですが、それだけでなく、一人ひとりが自分の生き方に合わせて「選ぶ」、あるいは「決める」ことができるようにならなければなりません。つまり、生涯にわたって「生きる力」を高めていくことが何より大切であり、それと同時に、こうした一人の人の自己実現をお互いに支えあう社会の意識づくり（福祉意識）が重要な基盤となります。

これから生涯学習は、地域還元型、問題解決型の学習が非常に重視されこれまで以上に地域福祉と公民館活動の連携が必要になります。

○福祉教育の体系化による福祉意識の醸成

福祉意識を高めるためには、幼少期から生涯にわたる福祉教育を実践し、誰もが福祉課題を学ぶことが大切になります。

茅野市は昭和63年に生涯学習都市宣言を行い、活発な学習活動を推進してきました。現在も、パートナーシップのまちづくりの推進を目指し「地域福祉の推進」を重点課題のひとつとして取り組んでいます。今後、さらに福祉意識の醸成を積極的に促すためには、福祉教育の推進が、家庭教育、学校教育、社会教育との連携を図りながら、計画的・体系的に実施されることが必要になります。中でも、各公民館分館（5層）での具体的な活動は大きな効果が期待できることから、身近な地域での活動が福祉教育につながるしくみづくりを図っていきます。

3 福祉でまちづくりを進めるために

(1) 住民参加とパートナーシップ

茅野市では、平成17年4月から「パートナーシップのまちづくりの第2ステージ」と位置づけ、地域コミュニティ活動の推進に向けてスタートしました。

○地域で共に生きることを具現化するために（第1次プラン）

第1次プランでは、保健福祉サービスセンターを中心にさまざまなレベルや規模のネットワークを構築し、住民が参加・参画する、新しい近隣・小地域の支えあいのしくみづくりに取り組んできました。特に、4層（地区）または5層（区・自治会）での身近な生活圏での支えあいの活動の展開により、自ら地域の豊かさが実感できることを目指してきました。

○より身近な支えあいのしくみづくりのために（第2次プラン）

第2次プランでは、より個人の生活に密着した6層（常会、町会等）・7層（隣組・互助組等）という生活圏域の中でのつながりに着目し、大切に育していくことで、4層（地区）や5層（区・自治会）の

* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

福祉活動がさらに充実することを目指します。

また、各層での自助・共助・公助によるサービスの役割分担を明確にするとともに、福祉意識の向上と生涯学習の推進とがお互いに作用しあっていることや、それぞれのパートナーシップについて意識化していきます。併せて、各層で展開される支えあい活動などへの住民参加のしくみを明確にし、地域の福祉力の醸成を図りながら福祉でまちづくりを進めていきます。

(2) 地域福祉行動計画

第2次プランの策定にあたり、「地域コミュニティによる地域福祉の増進」を重要課題として位置付けました。

地域コミュニティによる地域福祉の増進のためには、地域に暮らす一人ひとりが地域の福祉課題を自分の問題として受け止め、福祉活動に参加することが重要です。そのために各地区（ちの地区は各行政区）は、地域での地域福祉の推進と活動の目標となる「地域福祉行動計画」を策定し、計画的な推進を図ります。

○地域福祉行動計画の目指すもの

地域福祉行動計画は、「パートナーシップのまちづくり第2ステージ」の推進に向けて地域コミュニティの活性化を促し、各分野、各地域における公民の活動の連携を深め、市民全員が無理なく参加するとのできる行動指針であるとともに、地域の課題は地域で解決していく住民自治のしくみづくりを計画的に目指すものです。

○地域福祉行動計画への期待

地域福祉行動計画が策定されたことで期待される効果は、次のような点です。

- ・地域での福祉活動が長期的な展望と明確な目的をもって推進される。
- ・地域の中で取り組むべきことを明文化することにより、活動団体や個人の取り組みに対する共通認識が図れる。

また、計画が推進されることで、次のような効果を期待しています。

- ・毎年漫然と実施してきた活動が、一つの目的を持って地区コミュニティの中に定着する。
- ・地域の諸団体が行う福祉活動が、計画的、継続的に実施できるようになる。
- ・行政と市社協がチーム（地域福祉行動計画推進チーム※P99で説明）を組み、推進の支援にあたることで、パートナーシップの手法による福祉でまちづくりが推進できる。

地域福祉行動計画の推進については、第IV編でくわしく説明しています。

(3) 地区社会福祉協議会と福祉推進委員

第1次プランの後期5か年計画の中で、福祉でまちづくりを進めるために、地区社会福祉協議会の再構築と福祉推進委員を各区・自治会に設置することに取り組みました。

○身近な地域での福祉活動を進めるために

これから身近な地域での福祉活動は、直接、区・自治会（5層）に住む住民が中心となって、一人ひとり誰もがいつでも活動を進められるよう取り組むことが必要です。そこでは、福祉活動に関わっている人たちがネットワークをつくり、支援を必要としている人の在宅生活を応援していくことや身近な生活課題を解決するための方策が必要になります。

例えば、地域福祉行動計画から目標を選び、区・自治会で計画的に推進していくことや、身近なところ

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

ろで起きている福祉課題をテーマにして解決方法を考え、実践していくなども考えられます。つまり、住民一人ひとりが、身近な地域で支えあいとたすけあいのしくみづくりを考え実践していくことが大切と考えています。

○地区社会福祉協議会の役割

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地区（4層）で地域福祉活動を推進している団体で構成される住民組織であり、「一人ひとりのニーズに応え、みんなの生活課題・福祉課題を解決していくこと」と、こうした「活動を通じて、一人ひとりが豊かになっていくこと」を目的としています。そのためにも、地区社協は具体的な地域福祉の実践の場である5層での様々な活動を支援することが重要です。

なお、社会福祉法に基づいた社会福祉法人である茅野市社会福祉協議会は、市内の地域福祉を推進するために、地区社協が実践していく「地域に根差した活動」を積極的に支援しています。

○福祉推進委員の役割

福祉推進委員は、区の諸役として位置付けられており、「区・自治会における地域福祉の窓口」として、「地域福祉の推進を担う、ボランティアや民生児童委員、地域の活動団体などのつなぎ役」として、また、「身近な地域での福祉活動の推進役」としての活動が期待されています。そうすることで、区や自治会における福祉活動が活性化し、多くの市民が参画できるようなしくみをつくりたいと考えました。

具体的な活動例は……

・まずは情報交換（話し合い）から

市内には身近な地域で福祉の活動に取り組んでいる方々がいます。たとえば、区長・自治会長は、区民のより良い暮らしのために尽力しています。民生児童委員は住民一人ひとりの生活や福祉の困りごとの相談役です。地区のボランティアはいきいきサロン*などの活動を通じて、高齢者の暮らしぶりや困りごとについてよく知っています。こうした皆さんのが情報交換（話し合い）の場を持つことで、身近な地域でどんなことに困っている人が多いのか、自分たちの暮らす地域にはどんな課題があるのかが見えてきます。福祉推進委員の活動は、こうした情報交換（話し合い）の機会を作ることからはじまるものと考えます。

・情報交換（話し合い）を基に

各区・自治会ではすでにこのような話し合いや活動するための組織をつくっているところも多くあります。身近な地域での福祉活動は、「このことは高齢者クラブに協力してもらおう」とか、「このことは地区ボランティアと一緒にやろう」「このことは区全体で取り組もう」など、その内容に応じて、取り組む人や協力する組織などが違ってきます。福祉活動そのものを福祉推進委員がすべて抱え込むのではなく、できるだけ多くの区民が協力できるような働きかけやしくみとしていくことが大切なのです。

また区・自治会にこのような課題や活動について話し合える体制が整えられていくと、地区などで地域福祉の課題や活動を考えていくときの区・自治会との情報交換や、さらには身近なところでの困りごとなどの「受け皿」となり、必要なときに、身近な地域の課題を、地域の中で考えていくようなしくみへつながっていきます。

○地区社会福祉協議会と福祉推進委員

それぞれの区・自治会（5層）における地域福祉活動を進めていく福祉推進委員は、地区社協の構成に位置づけられます。地区社協では、こうした福祉推進委員の活動の推進に、その地域にあった方法で、様々な形で支援をしていきます。

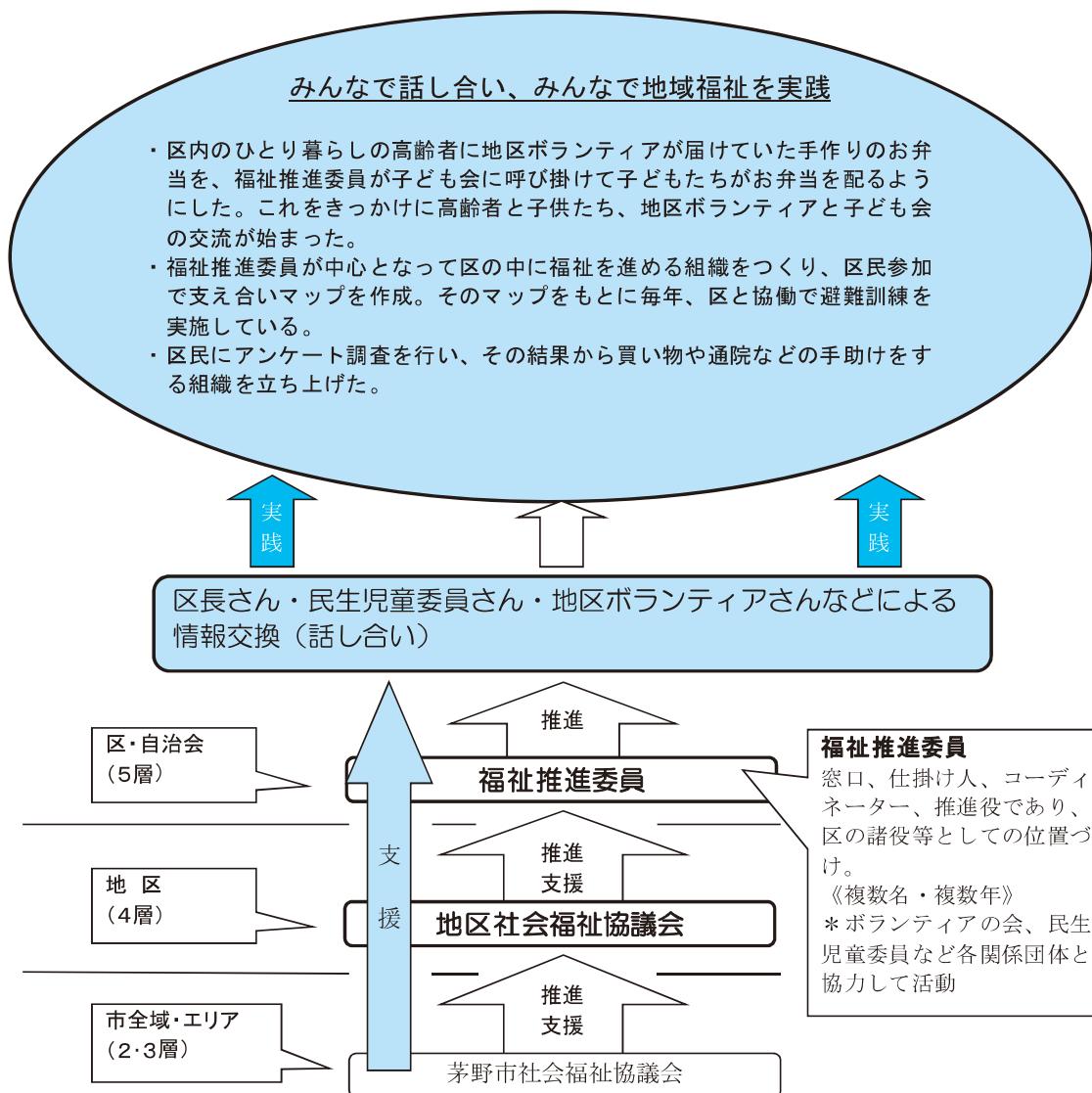
* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

【地区社協が福祉推進委員へ支援していく事例】

- ・福祉推進委員活動に助成金を出す。
- ・福祉推進委員連絡会など、各区の福祉推進委員同士が情報交換する場をつくる。
- ・福祉推進委員の研修会を開催する。
- ・福祉推進委員や地区ボランティアの活動を情報誌で紹介する。

このような地区社会福祉協議会と福祉推進委員の関係は、これから地域福祉の推進にとって非常に重要です。各地区の地域福祉行動計画の推進も、それぞれの活動のあり方が大きく関わってくると考えます。

◆ 一人ひとりのニーズに応え、みんなの生活課題を解決するために



*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

(4) 新しい市民活動の推進

福祉でまちづくりを進めていくためには、従来のような「何かをしてあげる」という視点からの福祉ではなく、福祉活動を通して地域を活性化していくという、より積極的な市民活動が必要です。

そのためには、福祉サービスを利用しながらボランティア活動に参加したり、今よりもNPO活動*を盛んにしたり、地域福祉系のコミュニティビジネス*を立ち上げたり、情報化や国際化といった視点から地域福祉を推進するなど、より柔軟な広い発想が必要です。

2層（市域）では、保健・医療・福祉・生涯学習を充実させることで、豊かで安心して暮らせるまちとして活性化させていくという「福祉立地」の考え方に基づき、「ユニバーサルデザイン*の観光都市」、「二地域居住*」など新たな交流人口を増やしていくことを考えていきます。4層（地区）や5層（区・自治会）などの身近な生活圏域では、個人の生活に密着した地域限定型・住民参加型の福祉サービスや生活サービスなどが住民自らの手で創造されるような意識づくりを進め、住民活動への積極的な支援を促していく必要があります。

今後も、市民生活・文化・産業と地域福祉を関連させながらより積極的に「福祉でまちづくり」を推進します。

4 茅野市社会福祉協議会の位置づけと役割

福祉21ビーナスプランを推進していくためには、サービスの提供だけでなく、地域づくり、人づくりの視点が必要です。そして何よりも「住民参加・参画」を大切にし、住民主体で推進されることが基本となります。こうした住民活動を支えていく支援基盤が「社会福祉協議会」です。

茅野市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、市政のスタートと同時に茅野市の社会福祉事業の実施と発展に貢献してきました。

第2次プランでは、「福祉でまちづくり」を進めていくために、地区（4層）、区・自治会（5層）での身近な生活圏での自助・共助・公助のしくみづくりを大きな目標としていますが、目標に向かた具体的な取り組みには、市社協の実施する、身近な活動の推進や個別訪問による福祉ニーズの把握などの、地域の活性化を目指した事業の展開が大変重要な役割を果たします。

このことから、今回第2次プランを策定するにあたり、社会福祉協議会の基本計画である「地域福祉活動計画」を一体化させ、「福祉でまちづくり」に向けて、保健福祉サービスセンター内の行政機能と社協機能が連携していくことはもとより、行政と市社協との連携・協働の関係を深めていく必要があると考えました。

ここでは、市社協が茅野市の中でどのような役割を担い、どのような福祉活動に取り組んでいるか、また社会福祉法人としての取り組みなどを含め、今後の事業展開について説明します。

(1) 「福祉でまちづくり」の推進への役割と取り組み

ア. 住民と一緒に住民の暮らしを支援する

介護保険制度や障害者自立支援法などにより、制度的なサービスが充実する一方で、制度の枠では支えることができないニーズが急増しています。こうした現状に対応するために市社協では、制度的なサービスだけでは対応できない福祉課題や生活課題を抱えた人の存在とその問題をいち早く発見することに努めています。そして、必要なサービスを利用しやすくするための援助とともに、状況に応じて以下のような支援ネットワークをつくります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

- ・専門職のネットワーク
- ・専門職と地区社協や民生委員・福祉推進委員・地区ボランティアなど福祉に関わる関係住民や組織とのネットワーク
- ・課題を抱えた人の友人や近隣住民のネットワーク

場合によってはこれらを組み合わせたネットワークづくりも必要になります。そして、これらが有効に機能するよう調整・援助し、ネットワークに関わる住民や組織の活動を支援します。また、こうした活動を通して、制度、非制度に関わらず新たなサービスや支えあいのしくみづくりに取り組んでいきます。

さらに、

- ・認知症などのために、自らSOSを発信することができない人
- ・地域から孤立して、生活の問題を抱え込んでいる人

などへの支援も大切です。市社協では、こうした方々の権利擁護*に関する取り組みとして、日常生活自立支援事業を行っていますが、今後は行政とともに、成年後見制度*の活用がスムーズに行えるしくみづくりにも取り組んでいきます。

イ. 住民の暮らしを支える福祉サービスを提供する

市社協では、市内で取り組まれる様々なボランティア活動の中から、住民の暮らしに欠かすことができないと考えられる活動を、行政にも働きかけながら福祉サービスとして発展させてきました。現在実施している毎日型の配食サービスや体の不自由な方の移送サービス、運動指導を取り入れた閉じこもり予防のためのデイサービス*、会員制の有償サービスのシャララほっとサービス*などがこれにあたります。既存の福祉サービスとボランティア活動では対応できないニーズに何とか応えたいという住民の思いを大切に、今後も新しいサービスの開発に取り組みます。

また、介護保険法や障害者自立支援法に基づく福祉サービスに取り組みながら、そこに関わるスタッフの技術や知識を、制度の枠では支えることができない課題を抱えた人の支援に積極的に活用する取り組みを進めています。

ウ. ボランティア・市民活動への支援を通じた人づくり、地域づくり

少子高齢化が進み、高齢者世帯が増加し、世帯ごとの問題解決力が低下する中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域の支えあいの力が弱くなっています。

お互いに支えあえる地域をつくるためには、住民自らが制度的なサービスだけでは対応できない福祉課題・生活課題を抱えた人の問題に気づくことが大切です。市社協では、地区社協や地区ボランティア、福祉推進委員の方々の活動の支援を通じて、こうした福祉意識を育てる働きかけを行っていきます。また、現在の福祉課題や地域課題に即した各種講座を開催し、受講者が地域で力を発揮できるしくみをつくっていきます。

全市的には、様々なボランティア活動者やグループ、NPOのネットワークの充実を図り、お互いの情報交換や活動の協力ができるような関係づくりを支援します。そのうえで、こうしたボランティア・市民活動に関する有効な情報発信を積極的に行っています。

その他、地域や学校での福祉教育を進めるために、高齢者や障害のある人をはじめとした地域住民と学校が協働で福祉教育に取り組める環境をつくっていきます。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

エ. 福祉でまちづくりの基盤をつくる

市社協の運営には、社会福祉施設などの社会福祉法人はもとより、商工会議所、青年会議所、ライオングループやロータリークラブなど、まちづくりに関わる幅広い団体、組織の方々が参加しています。

こうした皆さん之力を“ゆるやかにネットワーク化”して、協働で地域貢献について検討できる場をつくっていきたいと考えています。

また、市内の福祉事業者同士が情報交換をしていくことは、お互いの事業・サービスの向上につながるとともに、地域に根差した事業展開や地域活動への支援も期待されます。このように茅野市全体の福祉力の向上につながる情報交換の場の提供についても検討していきます。

その他、地域福祉を進めるための資金として、赤い羽根共同募金をはじめとした寄付金は大変貴重な財源となっており、こうした資金のさらなる有効活用について検討していきます。

（2）介護保険・障害者自立支援制度に基づく取り組み

ア. 介護サービス事業

市社協の介護サービス事業部門は、昭和39年に市から委託された「老人家庭奉仕員派遣事業（S57からホームヘルプサービス事業）」が始まりです。

平成12年度の介護保険制度発足時、茅野市において「制度があっても、サービスが無い」という状況を回避することを目指していた中で、介護サービス提供事業のノウハウを持ち、人員、運営基準等を満たしていた市社協は、良質な介護サービスの提供を利用者にするため、介護サービス提供者として引き続き役割を担ってきました。

市社協で運営している訪問介護、通所介護事業等は地域密着のサービスであり、これらの事業を実施することは、地域のニーズ把握のアンテナを張ることを意味しています。今後も、社会福祉法人の持つ公益性、非営利性及び公共性という性格を活用し、民間事業者の参入が困難な地域への訪問や、各保健福祉サービスセンター等との密接な連携による多問題ケースや困難事例宅への訪問、緊急対応などにも積極的に協力します。また、介護保険事業による収益は、制度の枠内では対応できないニーズに応えるためのサービスやしくみづくりへも活用していきます。

特に、市社協では「地域生活支援」の視点から、専門職間のネットワークはもとより地区社協や民生委員、福祉推進委員、地区ボランティアなど、福祉にかかわる関係住民や生活課題を抱えた人の近隣住民のネットワークづくりに取り組んでいますが、こうした支援のネットワークの中で、介護保険サービスを提供していくことが大切であると考えます。

イ. あすなろセンターの運営

あすなろセンターは、昭和54年に開所した「茅野市手をつなぐ親の会作業所」を、昭和59年に茅野市の福祉作業所として新たに開所してきた経過があります。その後、平成2年の移転・新築時に「あすなろセンター」と名称を改め、平成8年から茅野市社会福祉協議会が運営主体となり、現在に至っています。

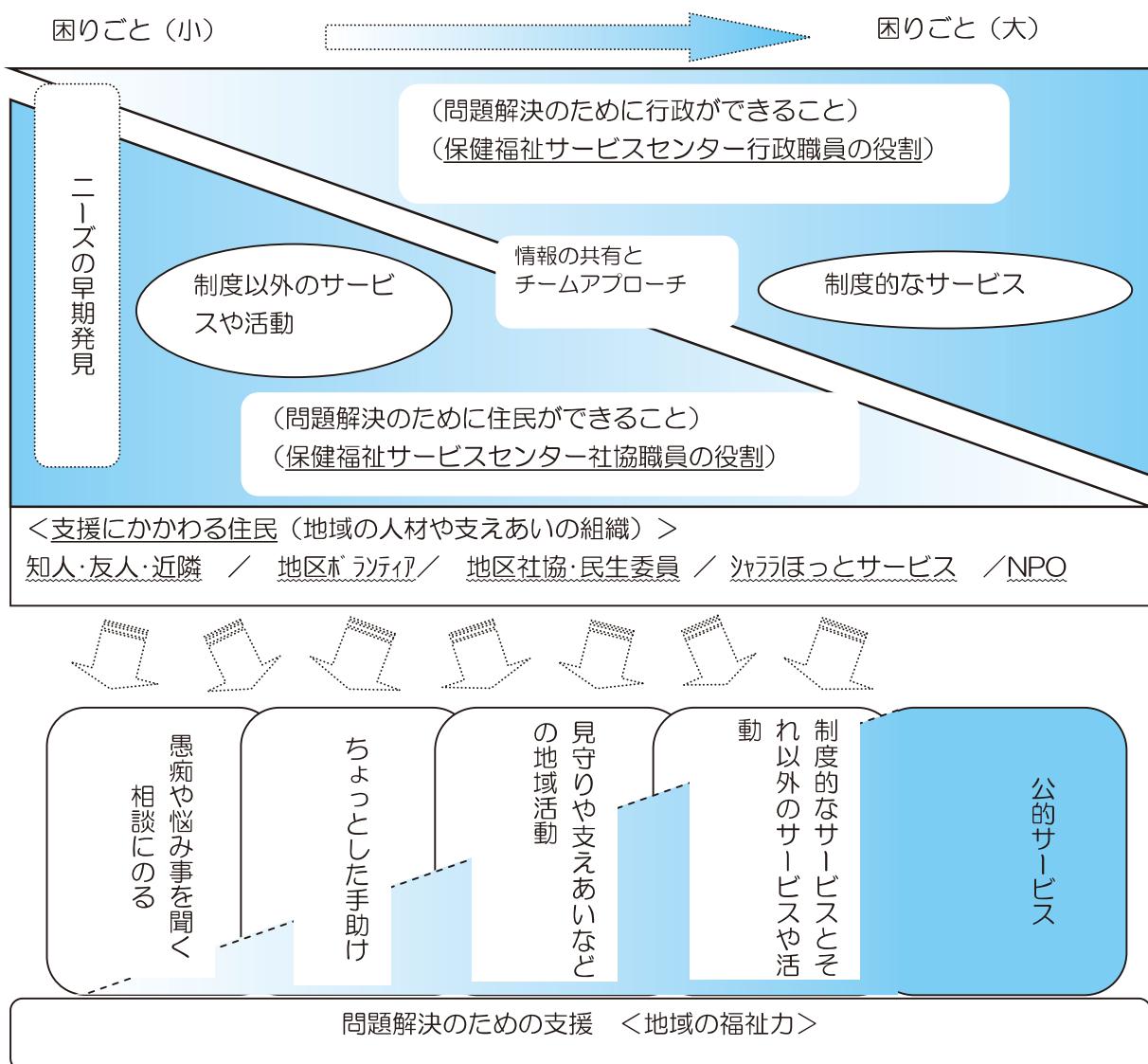
また、平成19年からは、障害者自立支援法の施行とともに、障害者同士の交流や社会との交流の場を提供する「地域活動支援センター」として活動しています。

今後は、地域活動支援センターの他に、「就労継続支援B型」を新たに運営し、障害者の方々に就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことで、障害者の支援を総合的に提供する施設として活動していく予定です。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

あすなろセンターは、単に障害者の居場所としての機能だけでなく、地域の人たちと交流し、地域に還元できるような活動も取り入れながら、地域の一員としての役割を果たせる事業所になることを目指します。そのために市社協は、長い実績とともに蓄積してきた住民のネットワークを最大限に活用し、さまざまな人が集える場であると同時に、相談活動や地域の人材育成などの機能を果たす地域密着型の障害者支援の拠点となるよう事業を実施していきます。

◎ 困りごとを解決するための「住民」・「社協」・「行政」の役割と関係のイメージ



※次ページに「正夫さん、活躍！」として事例を掲載しました。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

正夫さん、活躍！

さて、正夫さんたち福祉推進委員は、手分けして訪問を始めました。
まず訪れたのは、隣組の太郎さんのお宅です

●太郎さん83歳、ひとり暮らし の場合・・・

太郎さんは、ひとり娘の美代子さんを嫁がせた後、奥さんの花子さんと仲良く2人で暮らしてきました。花子さんは、3年前に軽い脳梗塞を発症し体が思うように動かせなくなったりため、太郎さんが献身的に介護を続けてきました。しかし、家事と介護の日々は過酷でした、徐々に太郎さんにも疲れが見え始め・・・半年前に、花子さんは娘さんの美代子さんの家に引き取られて行きました。だから、太郎さんは今、一人暮らしです。

そんな状況を知っている正夫さんは、ときどき、正夫さんの奥さんが作った漬物や煮物をお土産に、様子を見に来していました。

~~~~~

「あれ？今日は美代ちゃんがいるじゃあねえか。太郎さ、よかったな。」

「おう。正夫さか？久しぶりだな。」

「何言ってるだえ、昨日も来たじゃねえか。」

「あら、正夫おじさん。いつも気にかけてくれてありがとう。」

「ちょうどよかった。美代ちゃんも一緒に聞いとくれ。今日来たのはなあ・・・」

正夫さんは、災害が起きた時の支援のことや、支援に必要なマップを作っていることを説明し、太郎さんの情報を要援護者の名簿に載せていいかと聞きました。

「そりゃあ、いいことじゃない。ぜひお願ひします。お父さん、いいわよね！」

「ああ。…そうだな。」

「ほいじゃ、災害の時の援助名簿に名を入れとくぜ。この名簿は区の役員さんや福祉推進委員が使わせてもらうこともあるけど、いいかい？」

「ああ。頼むわ。」

「ほいじゃ、太郎さん。また来るでな。」

さて、帰ろうとした正夫さん。玄関先で、娘の美代子さんに・・・

「美代ちゃんも、太郎さと花子さの両方の介護で大変だなあ。・・・ところで、太郎さ、最近夕方になるといつも庭先に出てきて、ふらふら外へ出ていこうとするんだよ。何度も見かけて声かけたんだけどさ、どこへ行こうとしてたのかも覚えてないらしくてさ・・・」

「私ちょっと心配なのよ。最近、いつも来ても、昼間はぐっすり眠ってるし。寂しいから夜中の2時ごろお風呂に入るんだって言ってるの・・・これって認知症かしらね？」

「う～ん。わからんが、もし夜中にどこかへ行っちまったなんてことになったら心配だな・・・ま、おれたちも、出来ることはするでな。」

\* 印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

「そうね。おじさんには本当に感謝します。私が見てやれないばかりに、ご近所のみなさんに迷惑かけて、申し訳ないと思って……」

「そんなことはいいけど、サービスセンターには相談してみたいかい？」

「ああ、サービスセンターね、母さんの時にはお世話になったけど、でも父さんはまだ歩けているし、この程度じゃ……」

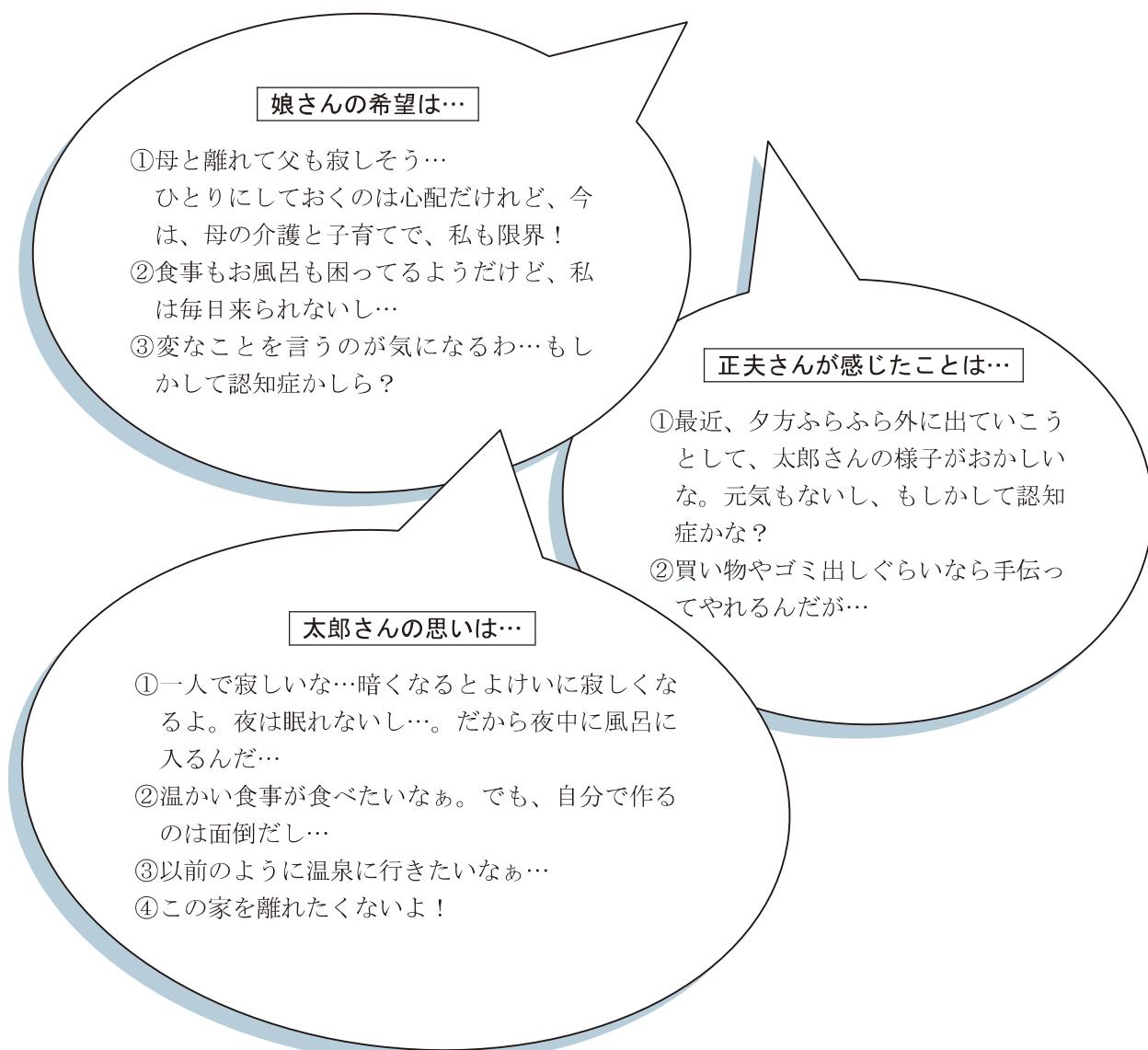
「いやいや、サービスセンターじゃ、どんなことでもお気軽にって言ってんだからよ、相談してみる価値はあるんじゃねえかな。」

「そうねえ……じゃあ、そうしてみようかな……」

次の日、美代子さんは、保健福祉サービスセンターに電話をかけて相談しました。

早速、保健福祉サービスセンターの職員が太郎さんのお宅を訪問し、事情をうかがいました。

### サービスセンター職員が話を聞きすると…。



\*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

## 保健福祉サービスセンターが始動！

- ・まず、太郎さんと娘さんから、それぞれの希望や、困っていること、自分でできることなどをお聞きするとともに、身近に応援してくれる人がいるかどうか等、支援に必要なことをお聞きします。  
(個人情報はきちんと管理されます。)
- ・次に、保健福祉サービスセンター職員は、主治医を交えて太郎さんを支援するための会議（ケア会議）を開きました。
- ・さらに、保健福祉サービスセンター職員と太郎さんの近くに住む人たちが集まり、娘さんを交えて、太郎さんを支援するための会議（地域ケア会議）を開きました。

### そ・し・て

茅野市のケアマネジメントは、家族全体をとらえた支援（ファミリーサポート）が基本です。そして、行政、社協だけでなく、市内の事業所や医療機関などの専門スタッフがチームを組み、それぞれの技術を活かしながら支援に当たります。  
それだけでなく、『民生児童委員、ボランティア、近隣に住む友人等』地域に住む皆さんにも協力をお願いしながら、介護保険などの制度には無いサービスや支援も考えていきます。

### さて、実際にはどんな支援が行われるのでしょうか

◎行政は？



（保健福祉サービスセンター地域福祉推進係）

- ・保健師が太郎さんの健康チェックを行い、かかりつけ医に連絡しました。
- ・介護保険を使って、デイサービス\*やホームヘルプサービス\*が使えるように、手続きや調整をします。太郎さんの場合は2週間でデイサービスに通えるようになりました。
- ・太郎さんの日常の様子を、民生児童委員さんと情報共有します。

◎社協は？



（保健福祉サービスセンター地域生活支援係）

- ・配食サービス（茅野市独自のサービス）を提供しました。太郎さんの場合は、週に3回お弁当が届くようになりました。
- ・支援に関わっていただける地域のみなさんと話をして「人と支援」をつなぎました。
- ・支援に関わる地域のみなさんが困った時には、相談支援を行います。

地域の福祉活動団体の支援が…

- ・地区で行っているいきいきサロン\*へ、ボランティア等がお誘いします。
- ・民生児童委員がときどき訪問し、変わった様子がないか気にかけてくれます。

近くに住む人たちや友人が…

- ・日常的な見守りや声かけをしてくれます。
- ・親しい友人が、たまの晩酌に訪れ、話し相手になります。

\*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

このような支援の結果、太郎さんや、地域はどう変わったのでしょうか？

～1ヶ月後のある日～

「あら、太郎さん、おはよう。最近調子がいいみたいね。」

「おう、民生委員さんありがとよ。そろそろデイサービスのお迎えが来るころだで、こうして待ってるだ。」

「デイサービス\*は楽しい？」

「うん。まあまあだな。みんな親切にしてくれるし、お仲間もできたしな。」

「よかったわね。あ、そういうてる間に車が来たみたいよ。行ってらっしゃい！」

太郎さんは、介護保険のサービスを利用したり、近くに住む人たちが声をかけてくれることで、少しづつ状態が改善してきました。表情も明るくなり、もう、夕方寂しくなって家を出していくことも無くなりました。

娘さんも、そんな太郎さんの様子を見て気持ちに余裕ができ、太郎さんを買い物や温泉に連れ出すことができるようになりました。

一方、地域の中でも・・・

太郎さんの事をきっかけに、保健補導員でもある正夫さんの奥さんの提案で地区の健康づくり講演会を開催し、認知症について勉強しました。もちろん正夫さんも参加しました。

講師は、保健福祉サービスセンターの職員です。

「・・・と、こんなふうに、認知症であっても、周りの方の正しい理解とちょっとした手助けで、穏やかな生活を送ることができます。認知症は、早く気付いて早く相談していただくことが大事ですので、日頃からのお付き合いは重要ですね。ご家族の複雑な思いには配慮が必要ですが、一番近くにいてそっと支えてあげられるのは、身近に住むみなさんたちですから。」

「でも、みなさんが必ずできることがありますよ。それは、自分自身が心身共に健康でいることです！認知症は予防できるんですから！」

「高血圧も認知症への一歩か・・おれも、少し酒を控えるかな。」

「正夫さには無理ずら！あはは。」

「おれだって、いつ認知症になるかわからねえしな。それにしても、こうやってちょっとしたことで困っている人がどのくらいいるんだろうな。困っていても言いだせない人も多い気がするよ。」

「認知症じゃなくても、ひとり暮しの高齢者なんかは結構困ってるんだろうな。」

「ちょうど災害時要援護者のマップ\*作りで聞き取りをやってる最中だで、さりげなく困ることなんかを聞いてみてもいいんじゃねえかな。」

「そうだな、ほれ、例の『地域福祉行動計画』でも、何か取り組まなきゃならんしな。いっちょやってみるか！」

~~~~~

こうして正夫さんの地域では、ちょっとした日常的な手助けが必要な方に支援をするための住民組織をつくろうと、福祉推進委員を中心に、検討が始まりました。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

■ワンポイント「社会福祉協議会」と「地域福祉活動計画」

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下、社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。

社協は、それぞれの都道府県、市区町村に暮らす地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

営利を目的としないことと、地域住民をはじめ、関係者・機関が構成員（理事・評議員等）として参加している点で、一般の企業などとは異なる性格を持っているといえます。また、社協の目的が「地域福祉の推進」であることが、社会福祉法に明確に定められていることからも、社協には他の民間団体とは別に、法的な役割が課せられているということがわかります。高い公共性を有しながら、住民の立場に立った柔軟な活動が展開できる機関として、これからへの社会福祉・地域福祉を担う民間組織として期待されています。

茅野市社協では、この役割を果たすために、『一人ひとりが生活のしづらさを抱えたとき、その困りごととなるべく早く発見して、速やかに解決するための支援』と『茅野市に暮らす誰もが、老いも若きも、女性も男性も、障害のある人もない人も、日本国籍の人も外国籍の人も、独り暮らしの人も大家族の人も、それぞれがお互いの違いを認め合い、共に支えあうことができる地域づくりを進めるための活動』に取り組みます。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する計画です。

茅野市社会福祉協議会は、平成 11 年に、福祉 21 ビーナスプランに先駆けて、「地域福祉活動計画（第 1 次計画）」を策定しました。策定にあたっては、地区へ出向いて住民懇談会を重ね、住民の意見を反映し、福祉 21 茅野のメンバーを中心検討されました。

「地域福祉活動計画」と「福祉 21 ビーナスプラン」は、お互いに基本理念を共有しており、行政と社協が両輪となって茅野市の地域福祉を推進していくことがうたわれています。

今回、お互いに第 2 次計画を策定するにあたり、2つの計画が一体化して策定されることで、行政と社協はさらにお互いの役割と協働を意識し、市民との二人三脚で地域福祉推進の推進にのぞむ姿勢を示しています。

* 印のある用語説明は、110 ページからの「用語の説明」に掲載しております。